

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年10月31日（木） 号外第85号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（4）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月31日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（車両等の運転者の遵守事項） 第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（9） 略</p>	<p>（車両等の運転者の遵守事項） 第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（9） 略 <u>（10） 自転車を運転するときは、携帯電話用装置その他の無線通話装置を手で保持して通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自転車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。）のために使用し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。